

第1節 趣旨

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則(以下「学則」という。)第51条の3にもとづき、入学検定料、授業料、その他学生納付金について必要な事項を定める。

第2節 納付金額

(入学検定料)

第2条 本大学における入学検定料は、別表1のとおりとする。

(IMATプログラム費)

第2条の2 トリア専門単科大学との共同学位プログラムを履修する学生は、別表2に定めるIMATプログラム費を納めなければならない。

(実習費)

第2条の3 実習を伴う特定の授業科目を履修する学生は、各実習の実施要項に定める実習費を納めなければならない。

(学位審査手数料)

第3条 博士の学位の授与の申請を行う者は、別表3に定める学位審査手数料を納めなければならない。ただし、本大学博士後期課程に在学する者が申請する場合はこの限りではない。

(単位認定料)

第4条 第9セメスター期以降の単位認定を願い出る者は、別表4に定める単位認定料を納めなければならない。

第5条 (削除)

(在籍料)

第6条 学則第24条第2項および第8項に定める在籍料は、別表6に定める。

(非正規生の選考手数料、登録料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料)

第7条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生の選考手数料および登録料、聴講生の聴講料、科目等履修生および特別聴講学生の科目等履修料、研修生の研修生料ならびに研究生の研究生料は、別表7に定める。

(手数料)

第8条 休学審査・事務手数料、再入学審査・事務手数料、転籍選考手数料および学生証再交付手数料は、別表8に定める。

(証明書手数料)

第9条 証明書手数料は、別表9に定める。

第3節 納付期日、納付方法等

(入学検定料の納付期日)

第10条 入学検定料の納付期日は、入学試験要項に定める。

(入学金の納付期日)

第11条 入学金の納付期日は、入学手続要項に定める。

(授業料の納付期日および納付方法)

第12条 在学生の授業料の納付期日は、セメスターごとに次の各号に定める期日とする。

(1) 春セメスター期 5月31日

(2) 秋セメスター期 11月30日

2 前項にかかわらず、学部に入学者の初回のセメスターに係る授業料の納付期日は、入学手続要項に定める日とする。

3 第1項にかかわらず、大学院に入学者の初回のセメスターに係る授業料の納付期日は、入学手続要項に定める日とする。

4 第1項にかかわらず、再入学の場合の初回のセメスターに係る授業料の納付期日は、次の各号のとおりとする。

(1) 春セメスター期 3月31日

(2) 秋セメスター期 9月20日

(納付期日)

第13条 第10条から第12条までの納付期日においては、送金された事実の確認をもって納付とみなす。ただし、納付期日までに送金の確認できない場合は、納付とみなさない。

2 納付期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日とする。

(IMATプログラム費の納付期日)

第14条 IMATプログラム費の納付期日は、協定に定める期日までとする。

(選考手数料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料の納付期日)

第15条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生の選考手数料の納付期日は、指定された期日とする。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生および研究生を許可された者の登録料、科目等履修料、聴講料、研修生料および研究生料の納付期日は、指定された期日までとする。

#### 第4節 納付等の特例

(授業料の充当、返金)

第16条 定められた納付金額以上の授業料が納められた場合、その次のセメスター以降の授業料に充当する。ただし、その必要がないと学生部長が認めたときは、返金することがある。

(入学金、授業料の納付日、納付金額の特例)

第17条 学費等負担者が学長が認める機関である場合、協議のうえ、入学金および授業料の納付期日を変更することができる。

2 [学則第45条の3](#)、[学則第45条の4](#)および[この規程第12条](#)にかかわらず、学費等負担者が学長が認める機関である場合、学長は修業年限または標準修業年限の期間中における総納付額が変わらない範囲で、入学金および各セメスターの授業料の納付額を変更することがある。

(授業料の納付の猶予)

第17条の2 文部科学省および独立行政法人日本学生支援機構による高等教育の修学支援新制度(以下「本制度」という。)の対象となる本大学の学生が、在学中に本制度に申請し、かつ、本大学が当該申請の事実を確認した場合には、[第12条](#)の規定にかかわらず、当該学生の授業料の納付を、本制度の認定結果が判明するまでの間、猶予することができる。ただし、授業料の納付期日後に本制度へ申請した場合は、この限りでない。

2 [前項](#)により猶予が認められた場合の納付期日は、春セメスターは8月末日、秋セメスターは2月末日を超えない範囲において、本大学が定める日とする。

3 本制度の認定結果が「採用」であり授業料減免が適用された場合、本大学は減免額を差し引いた額を請求するものとし、認定結果が「不採用」であった場合には授業料の全額を請求する。

4 本制度の認定結果が[第2項](#)に定める納付期日までに判明しない場合は、当該学生は、[第2項](#)に定める納付期日までに授業料の全額を納付しなければならない。

5 [第2項](#)に定める期日までに授業料の納付が確認できない場合は、[学則第29条第7号](#)に規定する除籍の対象者とする。この場合において、その除籍日は[立命館アジア太平洋大学教務規程第47条第2項第5号](#)に定めるとおりとする。

第18条 削除

(授業料の免除、減免)

第19条 [学則第51条の2](#)に定める授業料の免除または減免については、[立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免規程](#)、[立命館アジア太平洋大学国内学生経済支援授業料減免規程](#)および[立命館アジア太平洋大学大学院国内学生授業料減免規程](#)に定める。

(休学期間中の授業料免除)

第20条 休学期間中の授業料は免除する。

(入学検定料、入学金、授業料の免除、減免)

第21条 他大学等との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学に入学もしくは転入学する学生の入学検定料、入学金、授業料および納付方法は、当該協定による。

2 [災害救助法](#)の適用地域の受験者に対する入学検定料の免除については、[立命館アジア太平洋大学災害救助法適用地域の受験者に対する入学検定料免除規程](#)に定める。

(入学検定料の免除)

第21条の2 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、入学検定料を免除する。

(1) 本大学大学院の博士前期課程または修士課程修了後、引き続き博士後期課程に進学する場合

(2) 文部科学省国費外国人留学生の場合で同省の要項により入学検定料が大学負担であることが明記されている場合

(入学金の免除)

第22条 次に定める者は、入学金を免除する。

(1) 本大学または立命館大学の学部を卒業した者が、本大学大学院へ入学する場合

(2) 本大学または立命館大学の学部から引き続き本大学大学院に入学する場合

(3) 本大学または立命館大学の大学院を修了した者または博士課程に標準修業年限以上在学し、[学則](#)に定める履修要件を満たした者で博士学位を取得せずに退学した者が本大学大学院に入学する場合

(4) 日本政府の国費外国人留学生制度により入学金を免除することが定められている場合

(5) 学長が認める機関との協定にもとづき、入学金を免除することが定められている場合

(学生証再交付手数料の免除)

第23条 氏名の変更を理由とした学生証の再交付については、学生証再交付手数料を免除する。

(学位審査手数料の減免)

第24条 次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める学位審査手数料を免除または一部金額を減ずる。

- (1) 博士後期課程に所定の年限在学し、学則に定める研究科の履修条件を満たし退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内の期間内に申請する者は、全額を免除
- (2) 本法人の設置する学校の専任教職員は、半額を免除  
(特別聴講学生の選考手数料、登録料、科目等履修料の減免)

第25条 他大学等との協定にもとづいて特別聴講学生を許可する場合、選考手数料、登録料および科目等履修料の免除または減免ならびに納付方法は、当該協定による。

(科目等履修生の選考手数料、登録料、科目等履修料の減免)

第26条 他大学等との協定にもとづいて科目等履修生を許可する場合、選考手数料、登録料および科目等履修料の免除または減免ならびに納付方法は、当該協定による。

2 次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める選考手数料、登録料、科目等履修料の納付を免除する。

- (1) 岩田高等学校のAPU・立命館コース生徒が科目等履修する場合の選考手数料の半額ならびに登録料および科目等履修料の全額
- (2) 学部学生が大学院科目を履修する場合の登録料および科目等履修料の全額
- (3) 研修生が大学院科目を履修する場合の科目等履修料の全額

#### 第5節 規程の改廃

第27条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

#### 附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程(2006年1月27日規程第671号)を廃止する。

附 則(2017年5月17日 科目等履修生の登録料免除の変更に伴う一部変更)

この規程は、2017年9月21日から施行する。

附 則(2018年9月12日 立命館アジア太平洋大学災害救助法適用地域の受験者に対する入学検定料免除規程の制定に伴う一部変更)

この規程は、2018年9月12日から施行し、2018年6月1日から適用する。

附 則(2019年8月1日 入学金の免除措置の追加に伴う一部改正)

この規程は、2019年8月1日から施行する。

附 則(2020年1月15日 学則の一部変更に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2020年3月18日 入学検定料の改定および入学検定料の免除の明記に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2021年3月31日までに入学する学部学生および大学院生の入学検定料は、なお従前の例による。

附 則(2021年3月17日 授業料の納付期日の変更および延納制度の廃止に伴う一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則(2022年7月28日 追試験手数料の廃止に伴う一部改正)

この規程は、2022年7月28日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則(2022年9月21日 入試方式の名称変更等に伴う一部改正)

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則(2023年11月15日 入試方式の名称および入学検定料の変更に伴う一部改正)

この規程は、2024年4月1日から施行し、2025年度の入学を志願する者から適用する。

附 則(2025年9月17日 高等教育の修学支援新制度に採用された場合の授業料の納付猶予措置の追加に伴う一部改正)

この規程は、2025年10月1日から施行する。

別表1 入学検定料

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000円
日本国外在住の国際学生の入学試験		5,000円
共通テスト方式		18,000円
共通テスト方式併願時の2併願目以降		1出願につき 各10,000円
2段階の選抜方式を採用する国内学生入学試験	第1次選考	15,000円
	第2次選考	20,000円

同一日に実施する同一試験方式で複数の学部への出願を認める場合の2併願目以降	1出願につき 各10,000円
---------------------------------------	--------------------

別表2 IMATプログラム費

対象	金額(1セメスター期)
アジア太平洋研究科博士前期課程国際協力政策専攻のIMATプログラム履修者	100,000円

別表3 学位審査手数料

対象	金額
博士の学位を申請する者	200,000円

別表4 単位認定料

項目	金額	
単位認定料(1単位あたり)	学部科目	学則別表7-3に定める金額
	大学院科目	75,000円

別表5 (削除)

別表6 在籍料

対象	金額(1セメスター期)
休学を申請する者 休学者	5,000円

別表7 非正規生の選考手数料、登録料、聴講料、科目等履修料、研修生料、研究生料

項目	対象	金額	
選考手数料	聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生	10,000円(1セメスター期)	
登録料	聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生	再入学金を除く入学金の金額の1/4(1セメスター期)	
聴講料	聴講生	以下の計算式で算出した金額に履修登録単位数を乗じた金額(1セメスター期) (学部授業料A×2+学則別表7-3の金額×31)÷31(端数は千円未満を切り上げ)	
科目等履修料	学部において、1セメスター・1セッションの合計で10単位以上を履修する科目等履修生、特別聴講学生	固定費部分	学則別表7-1と同額(1セメスター期)
		単位制部分	学則別表7-3の金額に履修登録単位数を乗じた金額(1セメスター期)
	学部において、1セメスター・1セッションの合計で10単位未満を履修する科目等履修生、特別聴講学生	以下の計算式で算出した金額に履修登録単位数を乗じた金額(1セメスター期) (学部授業料A×2+学則別表7-3の金額×31)÷31(端数は千円未満を切り上げ)	
	大学院科目を履修する科目等履修生、特別聴講学生	75,000円に履修登録単位数を乗じた金額(1セメスター期)	
研修生料	研修生	30,000円(1セメスター期)	
研究生料	研究生	50,000円(1セメスター期)	

別表8 手数料

項目	金額
休学審査・事務手数料	15,000円
再入学審査・事務手数料	10,000円
転籍選考手数料	10,000円
学生証再交付手数料	2,000円

別表9 証明書手数料

対象	項目	金額
在学生(非正規生含む)	在学証明書(日本語)	200円

	在籍証明書(日本語)	200円
	成績証明書(日本語)	200円
	卒業見込証明書(日本語)	200円
	修了見込証明書(日本語)	200円
	非正規生証明書(日本語)	200円
	その他証明書(日本語)	200円
	在学証明書(英語)	200円
	在籍証明書(英語)	200円
	成績証明書(英語)	200円
	卒業見込証明書(英語)	200円
	修了見込証明書(英語)	200円
	非正規生証明書(英語)	200円
	その他証明書(英語)	200円
	健康診断証明書(日本語)	200円
	健康診断証明書(英語)	200円
	卒業生 修了生 退学者 除籍者	卒業証明書(日本語)
修了証明書(日本語)		300円
在籍期間証明書(日本語)		300円
学位授与証明書(日本語)		300円
成績証明書(日本語)		300円
その他証明書(日本語)		300円
卒業証明書(英語)		300円
修了証明書(英語)		300円
在籍期間証明書(英語)		300円
学位授与証明書(英語)		300円
成績証明書(英語)		300円
その他証明書(英語)		300円